

年末・年始のごみ収集日程

地区	可燃ごみ (燃やせるごみ)	不燃ごみ・古紙・資源・有害物 (ペットボトル・トレイ)	資源(ビン・カン類)	
藤岡	1区~5区	毎週月・木曜日 年末は12月27日(木) まで年始は1月7日(月) から収集します	12月4日(火)・18日(火) 1月15日(火)	12月11日(火)・25日(火) 1月8日(火)・22日(火)
	6区~11区		12月11日(火)・25日(火) 1月8日(火)・22日(火)	12月4日(火)・18日(火) 1月15日(火)
	12区~15区		12月7日(金)・21日(金) 1月4日(金)・18日(金)	12月14日(金)・28日(金) 1月11日(金)・25日(金)
	16区~20区		12月14日(金)・28日(金) 1月11日(金)・25日(金)	12月7日(金)・21日(金) 1月4日(金)・18日(金)
神流	毎週火・金曜日 年末は12月28日(金) まで年始は1月4日(金) から収集します	12月13日(木)・27日(木) 1月10日(木)・24日(木)	12月6日(木)・20日(木) 1月17日(木)	
小野		12月5日(水)・19日(水) 1月16日(水)	12月12日(水)・26日(水) 1月9日(水)・23日(水)	
美土里		12月12日(水)・26日(水) 1月9日(水)・23日(水)	12月5日(水)・19日(水) 1月16日(水)	
美九里		12月6日(木)・20日(木) 1月17日(木)	12月13日(木)・27日(木) 1月10日(木)・24日(木)	
平井		12月10日(月)・24日(月) 1月14日(月)・28日(月)	12月3日(月)・17日(月) 1月7日(月)・21日(月)	
日野		12月3日(月)・17日(月) 1月7日(月)・21日(月)	12月10日(月)・24日(月) 1月14日(月)・28日(月)	
鬼石	71区~73区 76区	毎週月・木曜日 年末は12月27日(木) まで年始は1月7日(月) から収集します	12月14日(金)・28日(金) 1月11日(金)・25日(金)	12月7日(金)・21日(金) 1月4日(金)・18日(金)
	74区・75区 78区・79区		12月11日(火)・25日(火) 1月8日(火)・22日(火)	12月4日(火)・18日(火) 1月15日(火)
	77区	毎週木曜日 年末は12月27日(木) まで年始は1月10日(木) から収集します	12月14日(金)・28日(金) 1月11日(金)・25日(金)	12月7日(金)・21日(金) 1月4日(金)・18日(金)
	80区	毎週月曜日 年末は12月24日(木) まで年始は1月7日(月) から収集します	12月11日(火)・25日(火) 1月8日(火)・22日(火)	12月4日(火)・18日(火) 1月15日(火)

年末のごみはお早めに「ごみの自己搬入と収集日程」

年末は大量のごみが出る時期です。ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別して出してください。

■清掃センターへの自己搬入
年末は12月28日(金)まで、年

始は1月4日(金)から搬入できます。
受入時間 午前8時30分~11時30分、午後1時~4時30分
■ごみの収集
年末は12月28日(金)まで、年

始は1月4日(金)から通常どおりごみ収集を行います(左表のとおり)
問い合わせ 清掃センター(☎8305)

未登記家屋の所有者変更手続き



未登記家屋(登記をしていない家屋)の情報は、市の固定資産税台帳で管理されています。相続や売買、贈与などで所有者の変更をする場合、市への届け出が必要です。

※登記のある土地や建物の所有者変更は法務局で所有権移転登記を行ってください
持ってくる物 ▼未登記家屋所有者変更申出書(実印押印)
▼新旧の所有者の印鑑証明(相続による変更であれば、被相続人の印鑑証明は不要です)
▼売買、贈与などの契約の場合には契約書の写し▼相続の場合には遺産分割協議書の写しなど
その他 届け出用紙は税務課にあるほか市ホームページからダウンロードできます

問い合わせ 税務課(☎402836)

家屋の取り壊し、用途変更に関する届け出

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税しています。

家屋を取り壊した場合

平成30年12月31日までに家屋の一部または全部を取り壊した場合、31年度の固定資産税台帳から削除するには年内に法務局で滅失登記をする必要があります。未登記家屋を取り壊した場合や年内に登記を済ませることが難しい場合

は、市税務課へ届け出をしてください。なお新増築の家屋評価のときに市職員が確認した場合は届け出は不要です。
家屋の用途変更をした場合
用途変更の届け出をしてください。

持ってくる物 ▼届出人の印鑑(スタンプ印不可)▼30年12月31日までに取り壊した家屋の場合は、取り壊し年月日および取り壊し業者名が記載

事業用償却資産の申告を

平成31年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人事業者は、必ず申告してください。

※税務署で行う国税の申告とは異なりますので、市へも必ず申告してください
耐用年数を超過している資産でも、資産のある場合は申告が必要です。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。
申告期限 31年1月31日(木)
対象となる資産 償却資産とは事業のために用いる有形の資産で、以下のものです▼構築物(広告看板、門扉、アスファルト舗装など)▼機械・装置(太陽光発電設備、土木建設用機械など)▼船舶▼航空機▼車両・運搬具(自動車・軽自動車税の課税対象でないもの)▼工具・器具、備



品(測定工具、家具、理美容機器、事務用機器、パソコンなど)
申告の内容 資産の種類、名称、取得年月、取得価格、耐用年数など
申告書提出・問い合わせ 税務課(☎2836)

東京2020オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグが藤岡市にやってきます!

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、気運醸成や大会・競技への理解促進を図ることを目的に、オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグが全国を巡回しています。皆さんのお越しをお待ちしています。

日時 12月20日(木)午前8時30分~午後5時15分
12月21日(金)午前8時30分~午後3時
会場 藤岡市役所市民相談室
主催 東京都/東京2020組織委員会/JOC/JPC
問い合わせ スポーツ課(☎8213)



Photo by 藤岡市 / Tokyo 2020

100歳のお誕生日
おめでとうございます
新井市長と反町市議会議長が慶祝訪問



新井 のぶさん(11月12日訪問)
普段の生活はほとんど自分でできるという新井さん(11月6日生まれ・岡之郷)。長寿の秘訣は「3度の食事を好き嫌いなく食べる」と満面の笑みで話してくれました。

群馬県行政書士会藤岡支部と
災害応援協定を締結



11月9日、群馬県行政書士会藤岡支部と市は「災害時における被災者支援等の協力に関する協定」を締結しました。この協定により、災害時における罹災証明書の作成や補助金の申請など市民生活に必要な申請・相談業務が迅速に行える体制が整いました。今後も協力して、安全、安心なまちづくりに取り組んでいきます。
問い合わせ 地域安全課(☎7444)